リトリートぐんまノベルティ制作業務委託約書（案）

リトリートぐんまノベルティ制作業務委託について、委託者　群馬県（以下「甲」という。）と受託者○○○（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結する。

（委託）
第１条　乙は、本契約書及び別添仕様書に基づき、第２条に規定する委託業務（以下「委託業務」という。）を、同条に規定する契約期間（以下「契約期間」という。）において、同条に規定する業務委託料（以下「委託料」という。）をもって行わなければならない。
２　前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

（委託業務の内容等）
第２条　委託業務の内容等は次のとおりとする。

委託業務名	リトリートぐんまノベルティ制作業務
契約期間	契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで
業務委託料	金○円（消費税及び地方消費税○円）
契約保証金	免除

（委託業務の処理方法）
第３条　乙は、別紙仕様書及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、契約の本旨に従い善良な管理差の注意をもって委託業務を処理するものとする。

（損害賠償）
第４条　乙が委託業務に関して甲に損害を与えた時は、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。第三者に損害を与えたときも、同様とする。

（秘密の保持）
第５条　甲及び乙は、本契約に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（調査等）
第６条　甲は、乙の本件業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

（委託事業の変更）
第７条　甲又は乙のやむを得ない事由により、業務内容の変更等契約変更を行う必要が生じたときは、甲乙協議の上、これを行うことができる。

（委託料の支払）
第８条　乙は、委託業務を完了したときは、甲に委託料を請求することができる。
２　甲は、前項の請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から３０日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（再委託の禁止）
第９条　乙は、委託業務を自ら行うものとし、他の者にその実施を再委託することができない。ただし、予め甲と協議を行い、承諾を得た場合はこの限りでない。乙が再委託を行う場合、乙は当該再委託先について一切の責任を負うものとする。

（解除等）
第１０条　甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

（１）乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
（２）乙の委託業務の実施が不適当である具体的な理由及び一定の期日までに改善を要請する旨を甲が乙に通知したにもかかわらず、乙の委託業務の実施に改善がみられないと甲が認めたとき。
（３）乙よりこの契約を履行することができないと申し出があり甲が認めたとき。
（４） 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という。）であると判明したとき。
（５） 乙は甲との契約に係る業務の遂行に当たり必要な契約等の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず同契約等を解除しなかったとき。
（６）乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
２　前項各号のいずれかに該当し、甲に損害が生じた場合、甲は当該損害を乙に請求することができるものとする。
３　甲は、第１項の規定により契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）
第１１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。
（１）この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第３条又は第８条第１項第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第７条第１項又は第２項の規定による排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合は、同法第７条の２第１項の規定による課徴金納付命令）又は同法に基づく抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
（２）この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第９６条の６又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。
２　乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲に損害が生じた場合、甲は当該損害を乙に請求することができるものとする。

（契約不適合責任）
第１２条　甲は、納入された物品又は成果物に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、甲の指定した方法により、乙に対して修正、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求（以下「追完請求」という。）することができる。
２　甲は、契約不適合により、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で本契約の目的が達成できないと判断する場合、損害賠償の請求及び契約の解除を行うことができる。
３　甲が契約不適合を知った時から１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知っていたとき又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（遅延利息）
第１３条　乙が、第１１条第２項（準用する場合を含む。）並びに第１２条第２項及び第３項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年３％の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第１４条　乙は、この契約から生ずる権利又は義務をあらかじめ書面により甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、若しくは担保の目的に供し、又は引き受けさせてはならない。

（変更の届出）
第１５条　乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届出なければならない。
２　前項の届出を怠ったため、甲からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時にそれらが到着したものとみなす。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）
第１６条　乙は、甲との契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為（暴力団員等からの不当な要求行為）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（契約の費用）
第１７条　この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義則）
第１８条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（疑義等の決定）
第１９条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（著作権の帰属）
第２０条　本契約に基づき、乙が甲のために作成し提供するすべての成果物の著作権（著作権法第２１条から第２８条に定めるすべての権利を含む。）は、甲に帰属するものとする。ただし、成果物の中に乙が既に著作権を保有しているもの（以下「乙著作物」という。）が含まれる場合、乙著作物の著作権は、なお乙に帰属するものとする。この場合、乙は著作物の使用及び修正するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用（複製権、翻案権等の著作物を利用する権利をいう。）を無償で甲に許諾するものとする。
２　前項の定めにかかわらず、仕様書において別段の定めがある場合は、仕様書の定めが優先されるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合は、本契約の成立の証として、本電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行い、各自その電子契約書を保管する。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和８年〇月〇日

（甲）　群馬県前橋市大手町１－１－１

群馬県知事　山本　一太

（乙）